

調査・回答の流れについて①

※調査系統や詳細については実施要項及び3ページ以降を参照すること

スケジュール	具体的な調査・回答の流れ
①11月 調査依頼発出	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省から、提出者（都道府県・指定都市教育委員会等）へ調査依頼等を配布。 提出者は<02-1 実施要項>に記載の調査系統に基づき、各学校・教育委員会に調査依頼を配布
②※ 回答の入力・提出	<p>1. 各学校における調査票（学校回答用）の入力及び提出 ※全提出者共通</p> <p>○ 通級調査（学校回答用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含む。専攻科は除く。中等教育学校後期課程も同様。）、中等教育学校 各学校は<03-1-1 通級（学校回答用）調査票>に回答を入力し、所管の取りまとめ担当者へ調査票を提出する <p>○ 医療的ケア調査（学校回答用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：国公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含む。専攻科は除く。中等教育学校後期課程も同様。）、中等教育学校、特別支援学校（専攻科は除く。） 各学校は<04-1-1 医療的ケア（学校回答用）調査票>に回答を入力し、所管の取りまとめ担当者へ調査票を提出する <p>2. 各教育委員会における調査票（教育委員会回答用）の入力及び提出 ※教育委員会のみ</p> <p>○ 通級調査（教育委員会回答用）・医療的ケア調査（教育委員会回答用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：教育委員会（都道府県・指定都市含む） <p>● 市区町村教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 市区町村教育委員会は、<03-2-1 通級（教育委員会回答用）調査票>及び<04-2-1 医療的ケア（教育委員会回答用）調査票>に回答を入力し、都道府県教育委員会担当者へ調査票を提出する。 <p>● 指定都市教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定都市教育委員会は、<03-2-1 通級（教育委員会回答用）調査票>及び<04-2-1 医療的ケア（教育委員会回答用）調査票>に回答を入力する。 <p>● 都道府県教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県教育委員会は、自らの教育委員会の状況等について、<03-2-1 通級（教育委員会回答用）調査票>及び<04-2-1 医療的ケア（教育委員会回答用）調査票>に回答を入力する。

※②は各提出者ごとに学校・教育委員会からの提出締切を設定してください。

調査・回答の流れについて②

※調査系統については実施要項及び3ページ以降を参照すること

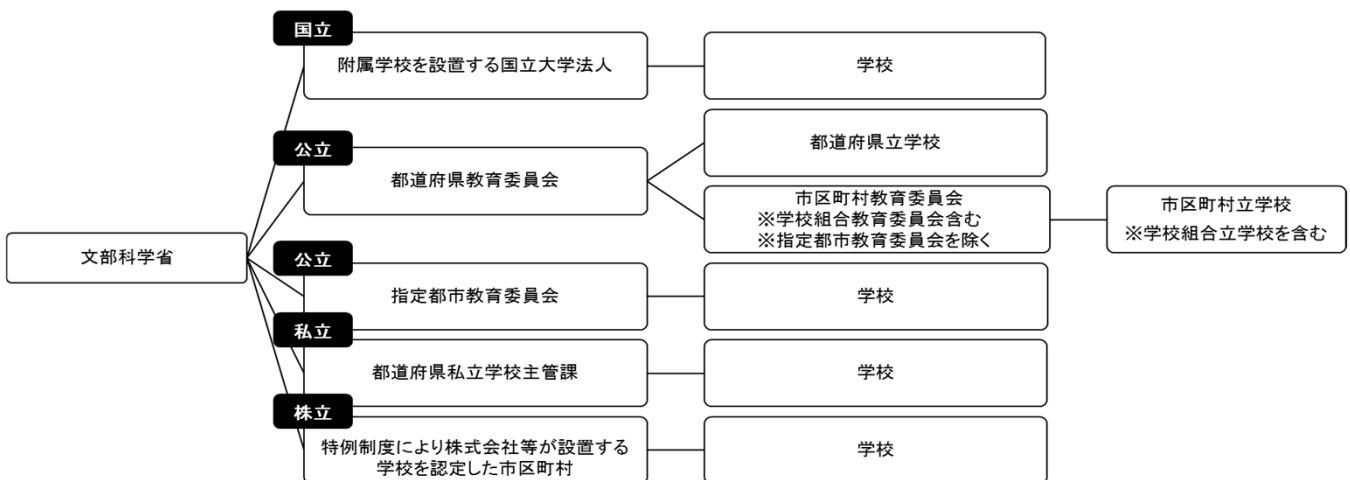
スケジュール	具体的な調査・回答の流れ
<p>③※ 都道府県教育委員会へ提出</p>	<p>(市区町村教育委員会のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記②1.において各学校から提出された通級調査票・医療的ケア調査票を<08-1 市区町村教育委員会エラーチェック用プログラム>を用いて入力データの確認等を行う。 各学校から提出された修正が完了した調査票を【通級(学校回答用)調査票】と【医療的ケア(学校回答用)調査票】とにフォルダを分けて保存し、都道府県教育委員会へ提出する。
<p>④1/11(火)までに文部科学省へ提出</p>	<p>1. 学校から提出された調査票の集計及び文部科学省への提出 ※全提出者共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校から提出された調査票について、通級調査と医療的ケア調査に分けて<06 集計用プログラム>を用いて別々に集計し、入力データの確認等を行った上で、CSVファイルに変換し、ファイル名を<02-1 実施要項>で指定するファイル名に変更し保存する。 <9 取りまとめ完了報告書>に提出学校数等の情報を記入し、CSVファイルとあわせて文部科学省が指定するメールアドレスにそれぞれ提出する。(文部科学省に提出するファイルは①通級集計CSVファイル、②通級取りまとめ完了報告書、③医療的ケア集計CSVファイル、④医療的ケア取りまとめ完了報告書の4ファイル。) <p>※通級調査、医療的ケア調査の提出先がそれぞれ異なるため、留意すること。</p> <p>2. 各教育委員会における調査票(教育委員会回答用)の集計及び文部科学省への提出 ※教育委員会のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県教育委員会は、域内市区町村教育委員会から提出された調査票及び都道府県教育委員会が回答した調査票を<06 集計用プログラム>を用いて集計し、入力データの確認等を行った上で、CSVファイルに変換し、ファイル名を<02-1 実施要項>で指定するファイル名に変更し保存する。 <9 取りまとめ完了報告書>に提出教育委員会数等の情報を記入し、CSVファイルとあわせて文部科学省が指定するメールアドレスに提出する。 ● 指定都市教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> 指定都市教育委員会は、指定都市教育委員会が回答した調査票を<06 集計用プログラム>を用いて集計し、入力データの確認等を行った上で、CSVファイルに変換し、ファイル名を<02-1 実施要項>で指定するファイル名に変更し保存する。 <9 取りまとめ完了報告書>に提出教育委員会数等の情報を記入し、CSVファイルとあわせて文部科学省が指定するメールアドレスに提出する。

※③は各都道府県ごとに学校・教育委員会からの提出締切を設定してください。

(参考) 調査系統について

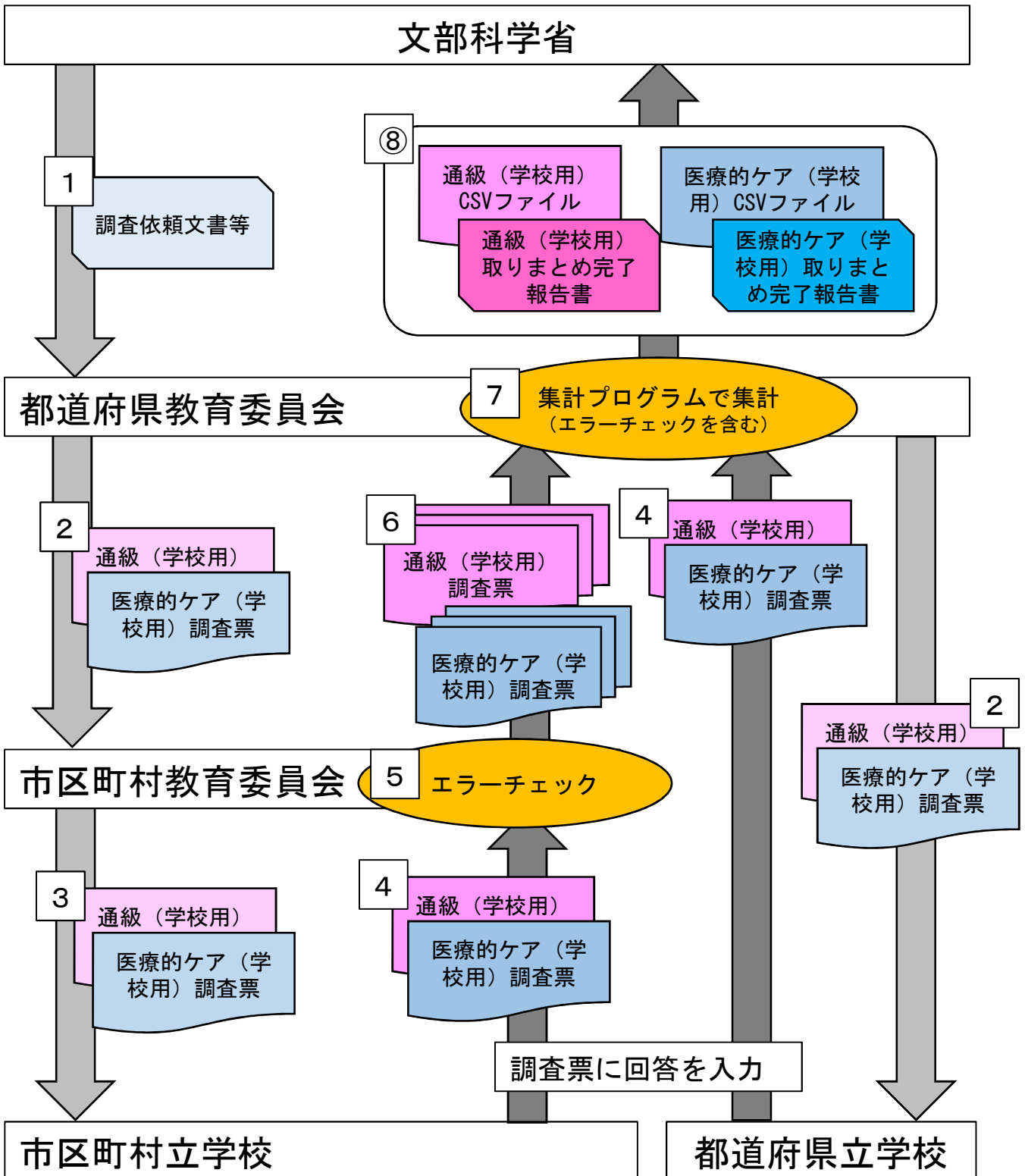
※「02-1 実施要項」の内容を抜粋して記載しています。

1. 調査系統は次のとおりであり、文部科学省はこの系統に従って調査票を配布する。
2. 指定都市教育委員会については文部科学省から直接調査票を配布するため、都道府県教育委員会は指定都市教育委員会に調査票を配布する必要はない。
3. 市区町村（指定都市を除く。）教育委員会は所管の学校（分校も1校として回答すること）の状況を調査票に取りまとめ、都道府県教育委員会が定めた期限までに提出する。
4. 国公立大学法人、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県私立学校主管課及び特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市区町村は、所管又は所轄の学校の状況及び市区町村教育委員会から提出された調査票の内容を集計の上、文部科学省に提出する。（公立大学附属学校については教育委員会が取りまとめること）



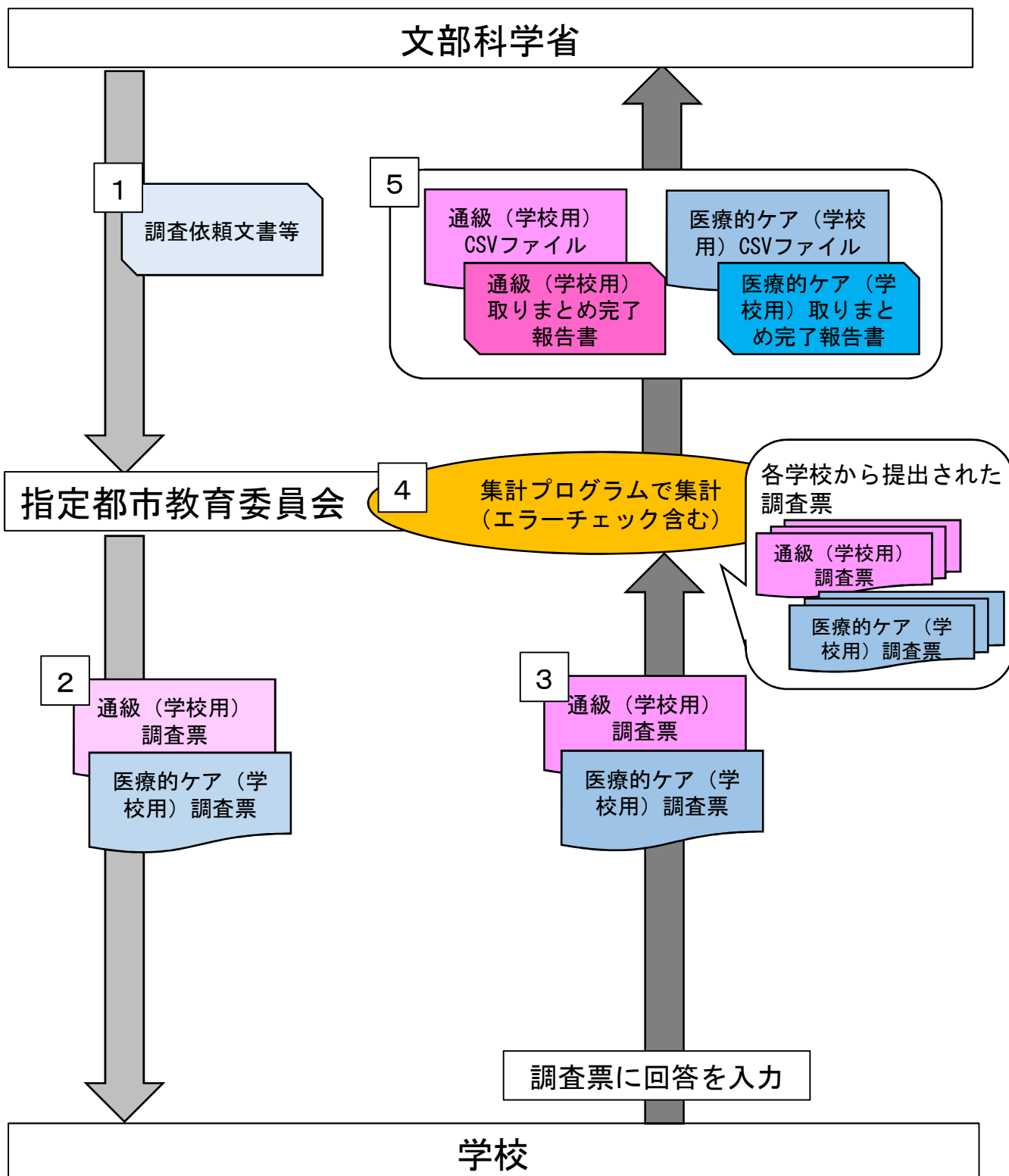
公立学校対象調査（都道府県教育委員会提出分）

※通級（学校回答用）・医療的ケア（学校回答用）調査



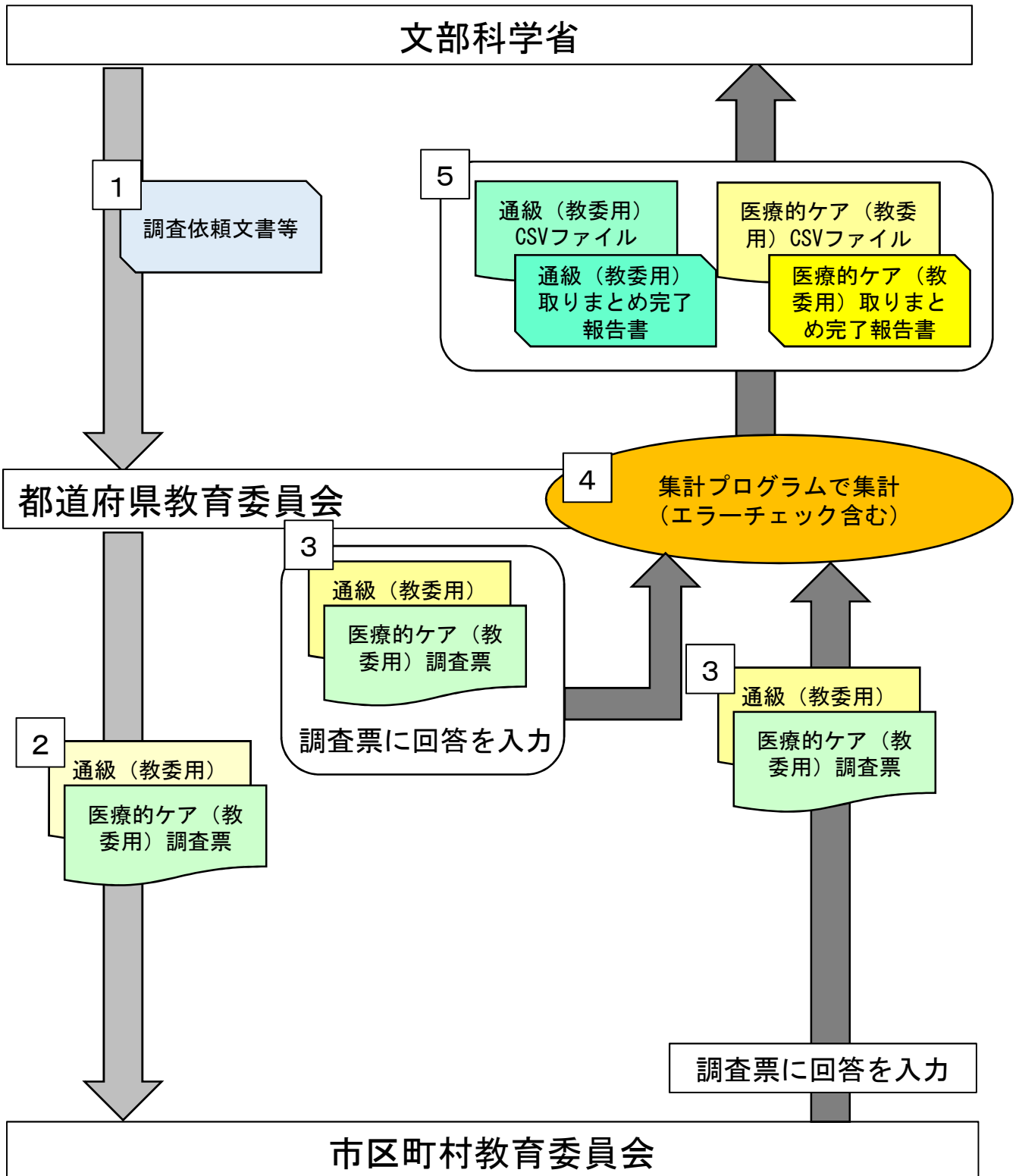
公立学校対象調査（指定都市教育委員会提出分）

※通級（学校回答用）・医療的ケア（学校回答用）調査



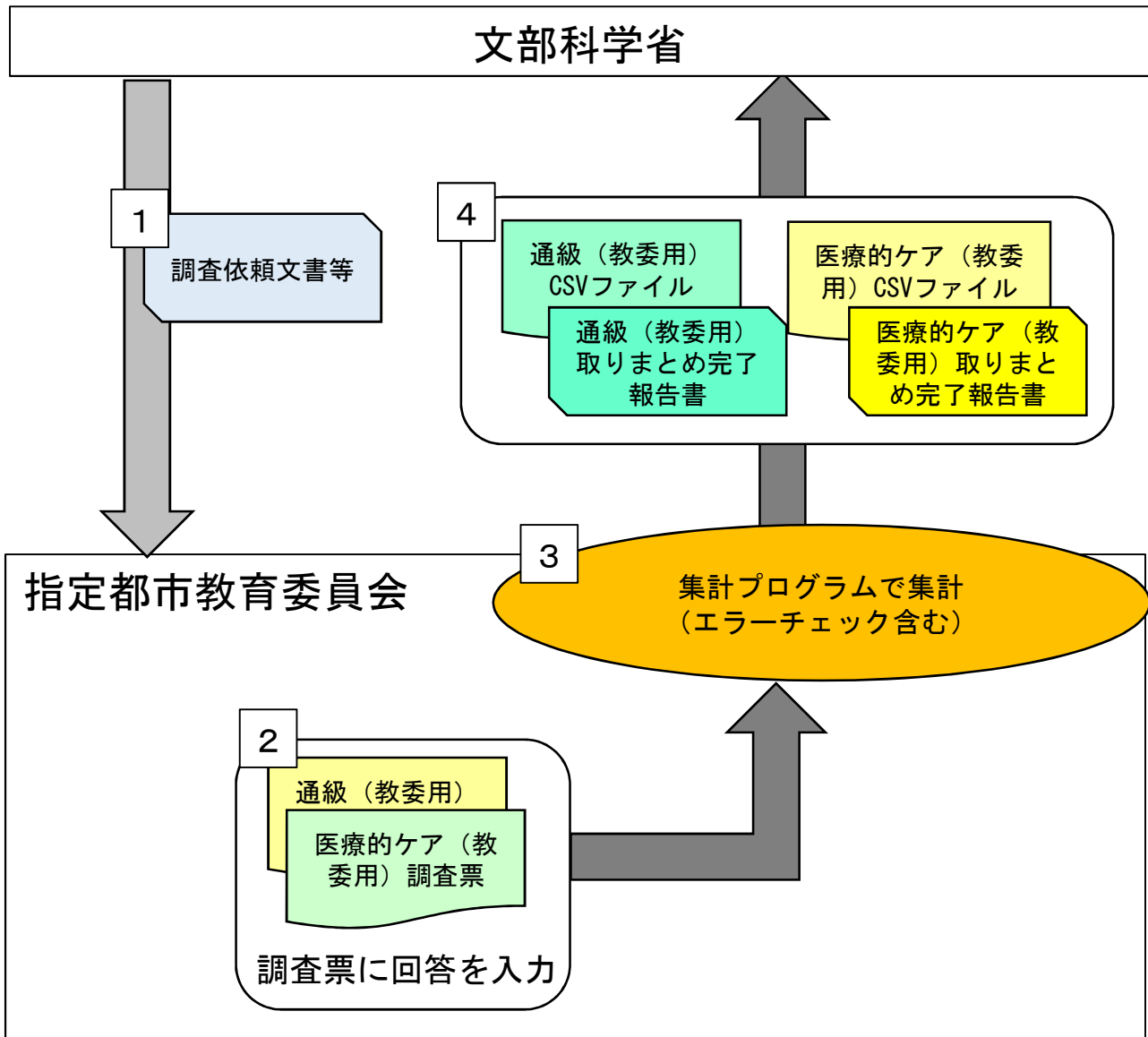
教育委員会対象調査（都道府県教育委員会提出分）

※通級（教育委員会回答用）・医療的ケア（教育委員会回答用）調査

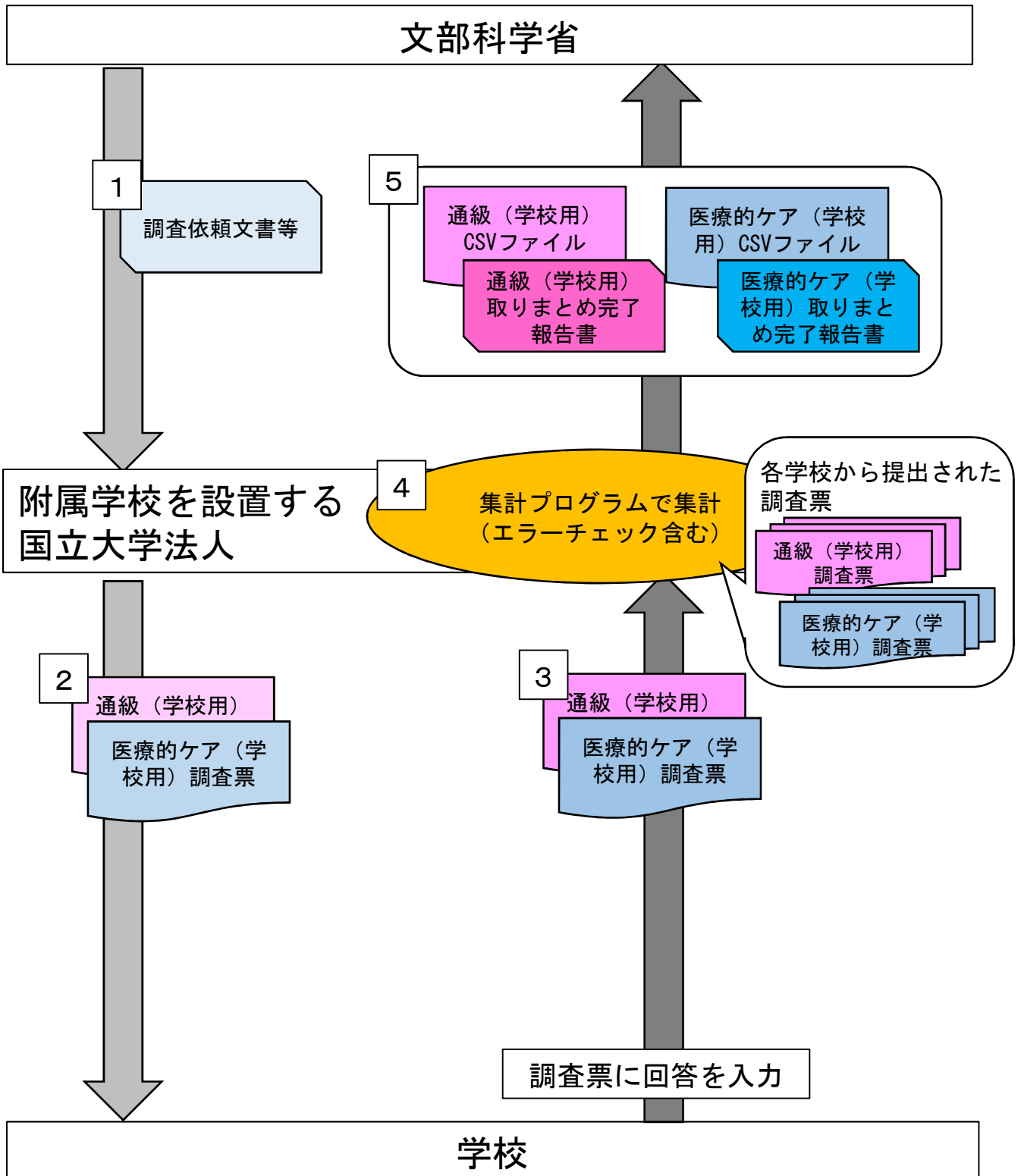


教育委員会対象調査（指定都市教育委員会提出分）

※通級（教育委員会回答用）・医療的ケア（教育委員会回答用）調査

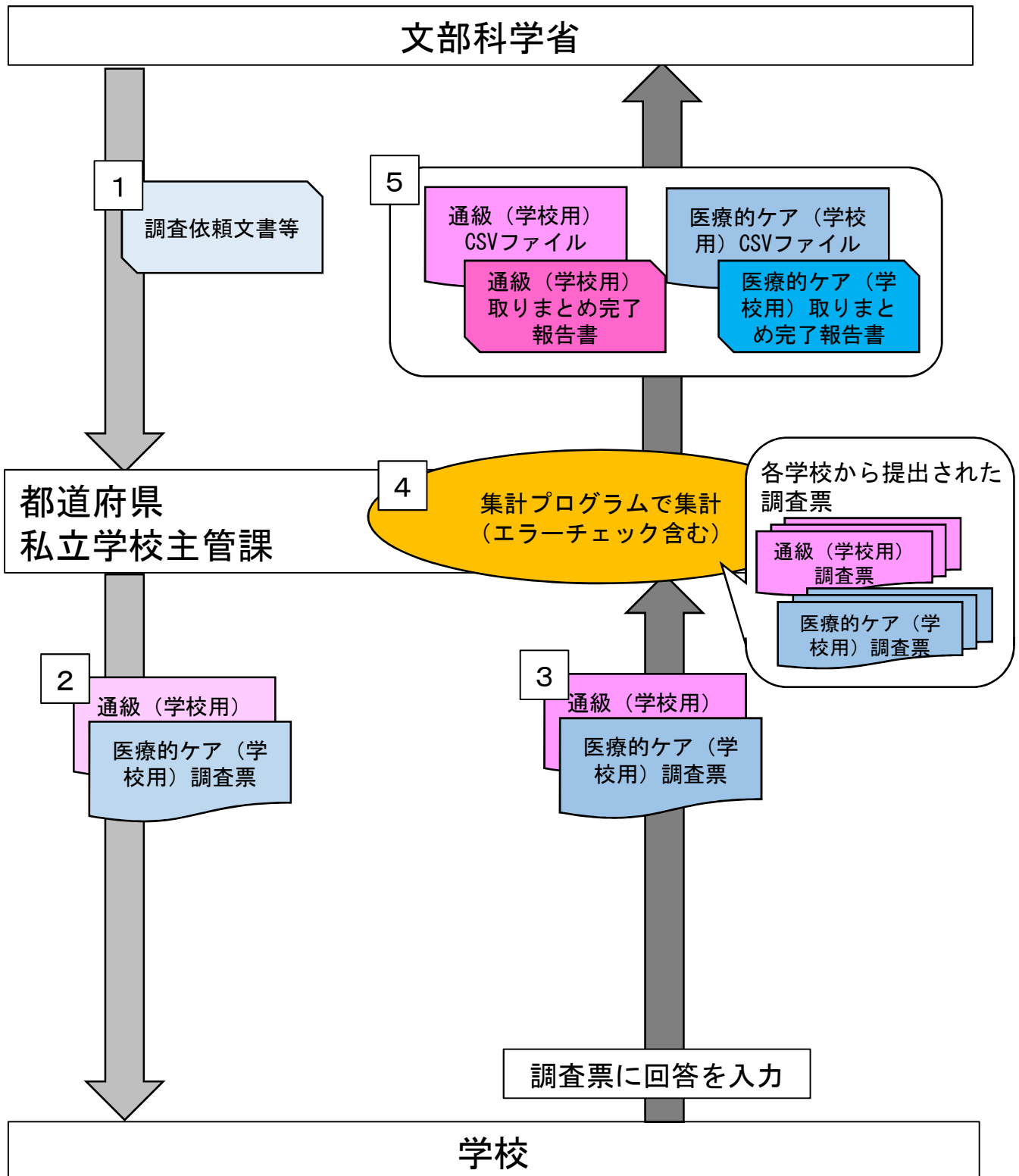


国立学校対象調査（附属学校を設置する国立大学法人提出分）
※通級（学校回答用）・医療的ケア（学校回答用）調査



私立学校対象調査（都道府県私立学校主管課提出分）

※通級（学校回答用）・医療的ケア（学校回答用）調査
※株式会社立の学校を除く



株式会社立学校対象調査

(特例制度により株式会社等が設置する学校を認定した市区町村提出分)

※通級（学校回答用）・医療的ケア（学校回答用）調査

